

子どもに関わる多職種のための
子ども虐待初期対応ガイド

～子ども虐待を見逃さないために～

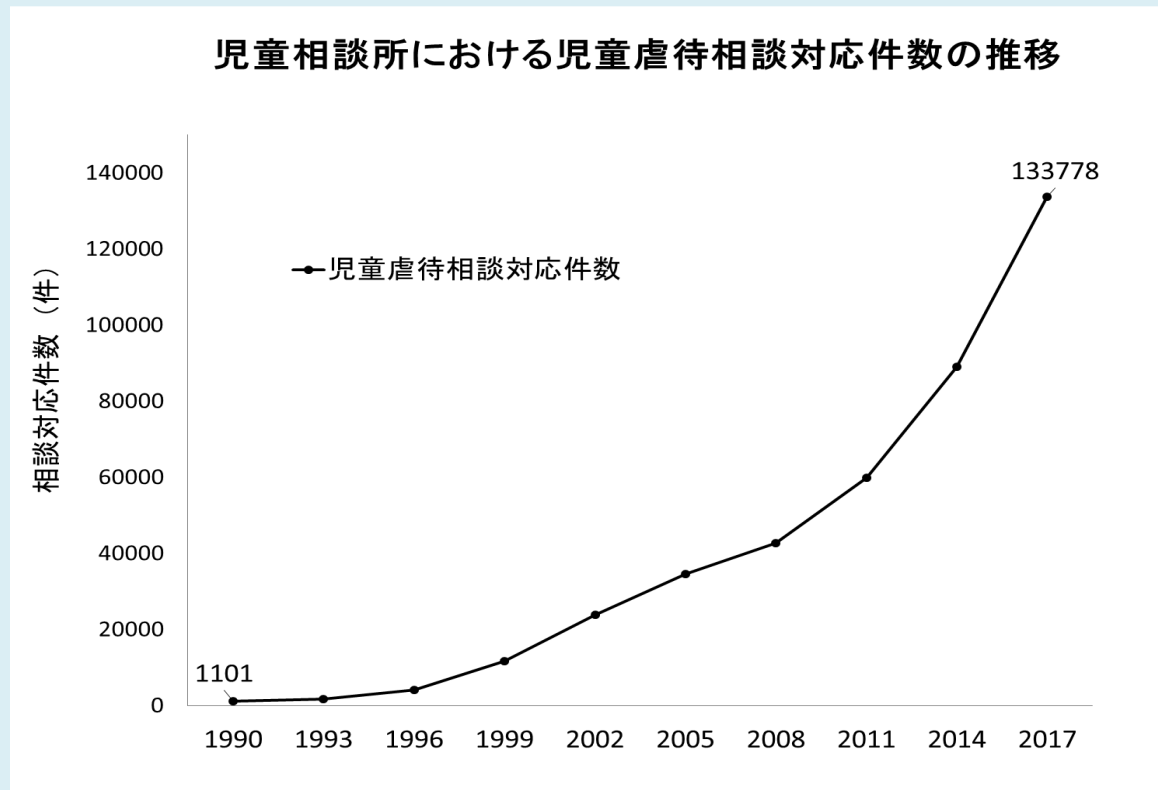


公益社団法人
日本小児保健協会
The Japanese Society of Child Health



子ども虐待の増加

全国児童相談所における虐待に関する相談対応件数は、1990年の1,101件から2017年は133,778件と120倍以上に急増しています。また、虐待による死亡事例は年間約50件発生し、1週間に1人の子どもが虐待により命を落としています。



子ども虐待を見逃さないために

虐待されている子どもを早期に発見し、子どもを守り支援を始めることは、子どもに関わる職種の人々に課せられた重要な使命です。

子ども虐待の種類

虐待の種類	具体例
身体的虐待	殴る、蹴る、風呂に沈める、戸外に閉め出す、などの暴行を加えること。外傷を負い、死に至ることもある。衣服で見えない部分にだけ暴行を加えることもある。
性的虐待	子どもへの性交、性的な行為の強要、性器や性交を見せる、など。性的虐待は、本人が告白するか、家族が気づかないと顕在化しにくい。
心理的虐待	大声や脅しなどで恐怖に陥れる、無視や拒否的な態度をとる、著しくきょうだい間差別をする、自尊心を傷つける言葉を繰り返す、など。
ネグレクト	子どもを家に残して外出する、食事を与えない、衣服を着替えさせない、パチンコに熱中して子どもを自動車内に放置する、病気なのに医療機関に連れて行かない、など。

虐待に気づくポイント（身体所見）

① 不自然な場所に外傷がある。

普通に転んでできる外傷は、膝やおでこなどの身体の出っ張った部分に多い。おなか、背中、耳、外陰部など、普通に転んだだけではけがをしにくい場所の外傷は、虐待を疑う。

② 外傷の原因が月齢・発達と合わない。

寝返りや移動ができない月齢での転落、給湯ポットを操作できない月齢での熱傷などは、虐待を疑う必要がある。

③ 治療を受けていない「むし歯」が多い。

虐待されている子どもには、治療されていないむし歯が多いことが報告されている。

虐待に気づくポイント（周辺状況）

④ 広範囲な外傷にもかかわらず保護者の訴えが少ない。

身体の複数個所に外傷があるにもかかわらず、親の訴えが少ない場合は虐待を疑う必要がある。

⑤ 外傷の原因をきょうだいのせいにする。

幼いきょうだいがいる場合に、言い訳として多く使われる。

⑥ 保護者の説明が時間や相手によって変化する。

外傷を受けた状況の説明が不自然でよく変わる。

⑦ 受傷後の医療機関受診が不当に遅い。

虐待による外傷の実例（パターン痕）

何らかの形のパターンを持つ外傷は強く虐待を疑う必要があります。



手のパターン痕



フライ返しによる熱傷



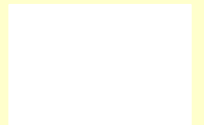
電気コードをループ状にして
鞭打ちしたパターン痕

虐待による外傷の実例（耳介の外傷）



耳介の皮下出血は、虐待に特徴的な外傷の一つです。

耳介は頭蓋骨と肩に守られている部分のため、転んでけがをする可能性は低い。



虐待による外傷の実例（熱傷）



熱湯につけられた熱傷



背中や下肢に境界明瞭なラインを認める。

虐待による外傷の実例（青あざ）

顔面の皮下出血（生後5か月）



歩行できない月齢のため転倒による打撲は考えにくく、つねられている可能性が高い。

虐待を見逃さないために

- 家庭内での外傷
- 原因不明の外傷
- 原因不明の消耗状態
- 何か気になる子ども

虐待に気づくポイント

- ・虐待を疑ったり通報したりすることは、加害者の告発が目的ではなく、子どもを守り、支援を開始することが目的です。
- ・迷った時はひとりで抱え込まずに、所属する施設全体で情報を共有し、子どもの保護を第一に考えて行動してください。

虐待通告の義務

- ・ 児童虐待の防止等に関する法律第6条において、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合、全ての国民に通報する義務が定められています。
- ・ 虐待を疑う状況を見かけたり、適切な養育を受けていないことを疑った場合には、地域の児童相談所等に通報してください。

児童相談所全国共通ダイヤル

お住まいの地域の児童相談所に電話をおつなぎします。

「189」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/gyakutai/>

「189」（いちはやく）と覚えてください。

虐待かなと思ったら

- ・通報は、匿名で行うこともでき、通報をした人、その内容に関する秘密は守られます。もし虐待だと思って通報して間違いだった場合でも、通報者とその責任を問われることはありません。
- ・間違えることを恐れ、ためらって通報しなかったために、子どもが死に至った多くの事例があります。子どもの保護を第一に考えて行動してください。

児童相談所全国共通ダイヤル

お住まいの地域の児童相談所に電話をおつなぎします。

「189」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/gyakutai/>

「189」（いちはやく）と覚えてください。

医療機関における子ども虐待への対応

- 子どもの虐待は、医療機関からの通報で発見される事例が多いと思われがちですがそうではありません。児童相談所への虐待に関する通報のうち、医療機関からはわずか2%（2017年度）に過ぎず、98%は子どもに関わるその他の人からの通報です。
- 医療機関における子どもへの医療は、保護者の承諾・受診の意思がなければ提供できず、医療機関だけでは子ども虐待の早期発見は困難なのが現状です。
- 子ども虐待の早期発見、対応には、子どもに関わる多くの職種との連携が必要です。

虐待が疑われる子どもに対する医療機関の対応

子ども虐待対応チーム (Child Protection Team: CPT)

- ・ 2009年の「臓器の移植に関する法律」改正に伴い、子どもからの臓器提供を行う施設になるためには、虐待を受けた子どもへの対応のための院内体制等の整備が必要となり、全国の小児病院や救急指定病院を中心とした医療機関に「子ども虐待対応チーム：CPT」が作られました。現在では、臓器提供施設でない医療機関においても、子ども虐待問題に取り組むため、CPTをもつ施設が増加しています。
- ・ CPTは、小児科医、医療ソーシャルワーカー、救急外来看護師、小児科看護師等が中心メンバーとなって、子ども虐待事例に対して組織的対応を行います。

子ども虐待を疑った場合の通報

- ・虐待を疑う状況を見かけたり、適切な養育を受けていないことを疑った場合には、地域の児童相談所等に通報してください。
- ・子どもの症状が重篤な場合は、医療機関にも相談してください。虐待が疑われる子どもについての医療相談は、CPTをもつ医療機関で行うことが理想的です。

児童相談所全国共通ダイヤル

お住まいの地域の児童相談所に電話をおつながります。

「189」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/gyakutai/>

「189」（いちはやく）と覚えてください。

多職種による子ども虐待への対応

- ・ 子ども虐待は子どもが罹患する重大な疾患のひとつです。
- ・ この疾患の早期発見・治療には、医療、教育、福祉、司法など多職種の連携が必要不可欠です。

参考・引用資料

1. 日本小児科学会：子ども虐待対応・医療機関の役割を中心に 気づいて寄り添ってつなげよう（啓発資料）
2. 日本子ども虐待医学研究会：BEAMS虐待対応プログラム
3. CJ Hobbs, JM Wynne：子ども虐待の身体所見，明石書店，東京，2013
4. 児童虐待防止全国ネットワーク：子ども虐待防止・オレンジリボン運動
5. 松田博雄：児童虐待．小児内科 48：825-832，2016
6. 厚生労働省：子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第14次報告）